

管理 No.	f 046
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
(自立支援給付係 ／内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
処分の名称	計画相談支援給付費の支給の取消し	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年省令第19号)
	根拠規定条項	第34条の55第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年省令第19号)
	基準規定条項	第34条の55第1項
	処分基準	[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則] 第34条の55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。 (1) 計画相談支援対象障害者等が、法第51条の17第1項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
行政手続法(条例) 第13条適用関係	弁明の機会の付与	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	